

長久手市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正について

次回開催以降、ZOOMを使ってオンライン上での開催ができるように第7条に第4項、第5項を追加。

(一部抜粋)

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。委員長が選任されていない場合は、市長が行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声または音声のみの送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

5 委員及び事務局が前項の方法による場合には第2項の出席とみなす。